

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	「国民健康保険税関係」 ・地方税法その他の地方税に関する法律及び市条例等の規定により、国民健康保険税の賦課、更正、収納、督促、滞納処分、証明書発行等の事務を行う ・特定個人情報とは、次の事務に使用する ①課税対象者の賦課準備 ②申告・賦課資料等による賦課準備 ③国民健康保険税の賦課 ④国民健康保険税の軽減、減免 ⑤賦課額の更正 ⑥過誤納金の還付・充当 ⑦収納管理 ⑧督促、滞納処分 ⑨証明書の発行 ⑩他市区町村等関係機関への通知等 ⑪調査（犯則事件の調査を含む） 「国民健康保険資格・給付関係」 ・国民健康保険法及び市条例等の規定により、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付の事務を行う ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する ①被保険者に係る申請、届出又は申出の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格確認書（特別療養）、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥国民健康保険のオンライン資格確認に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みを導入するとされたこと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託できる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託し、国保連から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために国保連から委託を受けた中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うため、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し国保連を経由し医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用し当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う
③システムの名称	国民健康保険（税）システム、国民健康保険（資格）システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国民健康保険（給付）システム、自動連携システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険税賦課ファイル、・国民健康保険資格ファイル、・国民健康保険収滞納ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24、44、135の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項（利用範囲） 別表 44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄（情報提供者）に「医療保険者」を含む項のうち、2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69、70、71の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課 市民生活部市民課
②所属長の役職名	税務課長 市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係（TEL0866-21-0209）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 総務部税務課市民税係（TEL0866-21-0214） 市民生活部市民課健康保険係（TEL0866-21-0258）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー記載の申請書等の取り扱いはあるが、システム入力作業はなく、システムへは住基から連携されたデータを使用しているため人為的ミスが起こる可能性は極めて低い。また当該申請書等は施錠できる書棚等に保管し、廃棄する際はシュレッダーにかけることを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー記載の申請書等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。システムにアクセス可能な職員は、静脈認証とID、パスワードによる認証により限定し、アクセス可能な職員は年度ごとに名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	健康福祉部保険課	健康福祉部医療連携課	事後	重要な変更にあたらな いため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	税務課長 上森智子 保険課長 上森一正	税務課長 横山英樹 医療連携課長 大場基成	事後	重要な変更にあたらな いため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
平成28年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	健康福祉部保険課健康保険係	健康福祉部医療連携課健康保険係	事後	重要な変更にあたらな いため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	市民課長 戸田隆弘	市民課長 村原幸司	事後	重要な変更にあたらな いため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
平成30年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	*国民健康保険(税)システム、*国民健康保険 (資格)システム、*収納消込／滞納管理システ ム、*団体内統合宛名システム、*中間サー バー	(前略・追記) 国民健康保険(給付)システム、自動連携シス テム	事前	国民健康保険の広域化に伴 い、平成30年4月1日よりシス テムを稼働するため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	医療連携課長 大場 基成	医療連携課長 丹正 さとみ	事後	重要な変更にあたらな いため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	市民課長 村原 幸司	市民課長 森 昌士	事後	重要な変更にあたらな いため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		(追記) ⑥国民健康保険のオンライン資格確認に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みを導入するとされたこと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託できる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託し、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	オンライン資格確認システム導入に伴うもの
			<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために国保連から委託を受けた中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うため、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し国保連を経由し医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用し当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民健康保険(税)システム、・国民健康保険(資格)システム、・収納消込／滞納管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、国民健康保険(給付)システム、自動連携システム	(前略・追記) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認システム導入に伴うもの
令和2年10月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠		(追記) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認システム導入に伴うもの
令和2年10月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(追記) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認システム導入に伴うもの
令和2年10月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	(略) 健康福祉部医療連携課	(略) 健康福祉部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和2年10月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 横山英樹 市民課長 森 昌士 医療連携課長 丹正 さとみ	税務課長 市民課長 健康づくり課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
令和2年10月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(略) 健康福祉部医療連携課健康保険係 (TEL0866-21-0258)	(略) 健康福祉部健康づくり課健康管理係 (TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和2年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月6日時点	令和2年10月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(時点修正)
令和2年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月6日時点	令和2年10月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(時点修正)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	(略) 健康福祉部健康づくり課	(略) 健康福祉部介護医療連携課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(略) 健康づくり課長	(略) 介護医療連携課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和3年7月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(略) 健康福祉部健康づくり課健康管理係 (TEL0866-21-0258)	(略) 健康福祉部介護医療連携課健康保険係 (TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(略) 介護医療連携課長	(略) 地域医療連携課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(略) 健康福祉部介護医療連携課健康保険係 (TEL0866-21-0258)	(略) 健康福祉部地域医療連携課健康保険係 (TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	(前略) ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (後略)	(前略) ②資格確認書、資格確認書(特別療養)、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (後略)	事後	令和6年12月2日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 3. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) 第9条第1項・第2項・第3項・第6項・第9項、第42条第1項、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第64条、第116条、第116条の2 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1項番30	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24、44、135の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表 44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	根拠規定見直し及び番号法別表第二廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二「国民健康保険税関係」(別表第二における情報提供の根拠):なし(国民健康保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 「国民健康保険資格・給付関係」(別表第二における情報提供の根拠):1、2、3、4、5、26、42、62、80、87、93の項(別表第二における情報照会の根拠):42の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 「国民健康保険税関係」(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):第20条 「国民健康保険資格・給付関係」(別表第二における情報提供の根拠):第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条(別表第二における情報照会の根拠):第25条(第7号を除く)	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含む項のうち、2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69、70、71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	根拠規定見直し及び番号法別表第二廃止による修正
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課 市民生活部市民課 健康福祉部地域医療連携課	総務部税務課 市民生活部市民課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 市民課長 地域医療連携課長	税務課長 市民課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(略) 健康福祉部地域医療連携課健康保険係 (TEL0866-21-0258)	(略) 市民生活部市民課健康保険係(TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(時点修正)
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(時点修正)
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加